

公益財団法人 橋本財団
助成金交付規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 橋本財団（以下「当財団」という。）定款第 4 条に定める助成の対象になる者に交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 岡山県内で社会福祉に関する支援、調査研究、普及等の活動を行う、営利を目的としない団体や個人
- (2) その他、社会福祉事業、活動を行う個人や団体

(助成対象活動費・研究費)

第 3 条 当財団は、前条の助成対象個人および団体がその活動を行うために必要な費用のうち、助成金交付の対象として選考委員会の議を経て当財団の理事会が承認した経費について、助成金を交付する。

(申請手続)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする個人および団体は、所定方法での申請書類を提出しなければならない。

(交付決定手続等)

第 5 条 本財団事務局は、受け付けた申請書類を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。

2. 選考委員会は、第 2 条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
4. 決定された助成金の通知は、毎年事業年度の初めに行うものとし、申請者に対し書面により通知する。

(事業変更後の承認)

第 6 条 この助成金の交付を受けた個人および団体は、次の各号の一に該当する事由が

生じたときは、遅滞なく理事長に報告し、その承諾を得なければならない。

- (1) 助成金の交付申請を取り下げようとするとき
- (2) 助成対象事業額または助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき

(報告義務)

第 7 条 助成金を受けた個人および団体は、理事長の要求があったとき、または助成事業を完了したときは、速やかに助成事業の遂行および支出状況について所定の方法で理事長に報告をしなければならない。

(交付決定の取消等)

第 8 条 理事長は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取消または変更することができる。

- (1) 助成金交付申請書等提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (2) 第 6 条第 3 号の助成事業の中止または廃止の申請があったとき
- (3) 助成対象個人および団体が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、また助成対象事業の活動内容が助成金の交付決定時の計画を大幅に逸脱したとき
- (4) 助成対象個人および団体が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき

(助成金の経理)

第 9 条 助成対象個人および団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して助成事業の収入額および支出額を記載し、およびその支出内容を証する書類を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(実施細目)

第 10 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(細則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、2019 年 6 月 28 日から施行する。